

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

【減免の概要】

- ◆世帯主の死亡等の場合、保険税の「全部」を免除
事業収入等（※）の減少が見込まれ、前年所得1,000万円以下の世帯が条件を満たす場合、保険税の「全部」又は「一部」を免除
- ◆減免に対して特別調整交付金により全額を財政支援予定
- ◆令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限が対象

※事業収入等：事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入

①又は②に該当する場合、減免を適用（両方該当する場合、減免額が多い方を適用）

	対象世帯	減免額											
①	世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った場合	全部											
②	世帯主の事業収入等の減少が見込まれる場合。以下の全ての条件に該当する世帯が対象	前年の所得金額に応じ、以下の計算式により減免額を算定											
	<ul style="list-style-type: none"> ●前年の事業収入等が10分の7未満であること ●前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ●減少が見込まれる事業収入等以外の前年所得金額の合計額が400万円以下であること 	<p style="text-align: center;">対象保険税額×減額の割合＝保険税減免額</p> <p style="text-align: center;">対象保険税額＝A×B／C</p> <p>A：保険税額（世帯全員分で算定）</p> <p>B：減少が見込まれる事業収入等の前年所得額</p> <p>C：前年合計所得金額（世帯全員分）</p> <p>減額の割合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減額の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業等の廃止や失業の場合は、前年合計所得にかかわらず、対象保険税額の全部を免除</p>	前年の合計所得金額	減額の割合	300万円以下	全部	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1000万円以下
前年の合計所得金額	減額の割合												
300万円以下	全部												
400万円以下	10分の8												
550万円以下	10分の6												
750万円以下	10分の4												
1000万円以下	10分の2												

【減免申請件数及び承認状況】

令和2年8月21日現在

申請件数	承認件数	減免額	否認件数	審査中
26	19	2,686,000	2	4